北海道環境局

# 北海道の外来種と防除

## ～生物多様性保全のための外来種対策～



# 01 脅かされる北海道の自然

北海道は亜寒帯と温帯気候に属し、四季の変化がはっきりしており、豊かな海や森、湿地を有し、津軽海峡にあたるブラキストン線によって生物の分布が本州以南と異なることから、他地域では見られない多種多様な生物が生息・生育しています。一方で、北海道の貴重な自然や動植物は多くの外来種に脅かされています。

## 北海道固有の生態系

北海道には、ヒグマ、エゾライチョウ、ニホンザリガニ、キタサンショウウオなどの北方系の生物をはじめ、タンチョウ、シマフクロウ、クマゲラ、オジロワシなどの希少な生物が数多く生息しています。また、天売島のウミガラスなどの海鳥の重要な繁殖地が存在し、周辺海域には鯨類やトド、アザラシ、ラッコなどの海獣類も生息・回遊しています。


クマゲラ


シマフクロウ
写真提供：外山雅大


エゾカンゾウ


タンチョウ


ヒグマ


キタサンショウウオ
写真提供：照井滋晴

## 北海道の生物多様性保全上重要な地域

生物多様性保全上重要な地域の例には、国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地などがあります。北海道内のラムサール条約湿地は、そのすべてが国立公園、国定公園又は国指定鳥獣保護区の全域又は一部と重複しています。

北海道には、7つの国立公園（利尻礼文サロベツ、知床、大雪山、阿寒摩周、支笏洞爺、釧路湿原、日高山脈襟裳十勝）、5つの国定公園（暑寒別天売焼尻、網走、ニセコ積丹・小樽海岸、大沼、厚岸霧多布昆布森）、そして国立公園及び国定公園の区域と重複しない6つの国指定鳥獣保護区（浜頓別クッチャロ湖、宮島沼、ウトナイ湖、野付半島・野付湾、風蓮湖、ユルリ・モユルリ）などがあります。

これらの重要な地域は88市町村にまたがっており、生物多様性を保全するためには、市町村の区域を越えた広域的な取組が重要です。


日高山脈襟裳十勝国立公園

# 02 求められる外来種への対応

交通網の発達や輸送手段の高速化、大量輸送の進展に伴い、多くの生物が人の活動によって世界中を移動し、外来種として各地に侵入・定着しています。豊かな自然に恵まれた北海道でも、外来種によるさまざまな問題が生じています。

## 外来種とは

外来種とは、人間の活動によって本来の生息地（自然分布域）の外へ運ばれ、新たな地域に侵入・定着した生物のことです。一方、渡り鳥や海流によって移動する魚類、植物の種子のように、自然の力によって移動した生物は外来種には該当しません。

## 外来種がもたらす問題

自然界の生物は、捕食・被食の関係や競争、共生などを通じて相互につながり、長い年月をかけて生態系を形成してきました。しかし、人間の活動によって新たに持ち込まれた外来種と在来種との間には、そのような歴史的なつながりがありません。そのため、外来種の中には侵入先で在来種を捕食したり、餌や生息場所を巡って競合したりすることで、地域の生態系に大きな影響を及ぼすことがあります。場合によっては、特定の種を絶滅に追いやったり、もともとの生態系の構造を大きく変化させたりすることもあります。

## 外来種による影響

**❶ 生態系への影響**
- ・在来種の捕食
- ・在来種と生息環境や餌資源を巡っての競合
- ・在来種との交雑による遺伝子の攪乱

**❷ 人の生命・身体への影響**
- ・咬まれる、引っかかれるなど物理的な攻撃
- ・外来種が持つ毒による影響
- ・人獣共通感染症の媒介

**❸ 農林水産業への影響**
- ・農作物の踏み荒らしや食い荒らし
- ・家畜への被害




## 外来種による被害を予防するために －外来種被害予防三原則－

生態系等に悪影響を及ぼすおそれのある外来種はむやみに「入れない」ことが重要です。また、外来種を野外に定着させないためには野外に「捨てない」こと、すでに野外に定着している場合には、それ以上に分布域を「拡げない」ことが重要です。



悪影響を及ぼすおそれのある外来種はむやみに「入れない」



飼養している外来種を野外に「捨てない」



すでに野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

## 外来種はどのように侵入するか

外来種は、農林水産業での利用、害虫駆除のための天敵導入、医学・学術研究、ペット利用など、人間の活動をきっかけとして持ち込まれる場合（**意図的導入**）があります。これらの外来種が逸出や放逐によって管理下から離れると、野外に定着し問題を引き起こすことがあります。

一方、植栽用植物や農林水産物、コンテナ、貨物、資材などに紛れ込んだり、船舶に付着したりして意図せず持ち込まれる場合（**非意図的導入**）もあります。タイヤの溝や靴の裏、野菜苗のポットの中など、見えにくい場所にも外来種が潜んでいることがあるため注意が必要です。

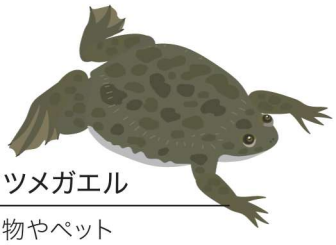

### アフリカツメガエル

実験用動物やペットとして大量に流通。

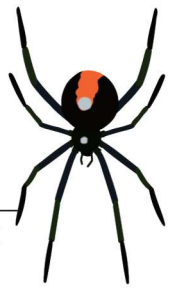

### セアカゴケグモ

貨物や資材、車両などに紛れ込んで侵入。



### マダラコウラナメクジ

植栽等に紛れ込んで侵入。

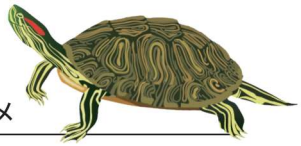

### ミシシッピアカミミガメ

通称「ミドリガメ」。ペットとして導入。1990年代半ばには年間100万匹を輸入。



### アライグマ

全道に分布を拡大中。重要地域では特に警戒すべき種のひとつ。特徴的な足あとは重要な侵入のサイン。

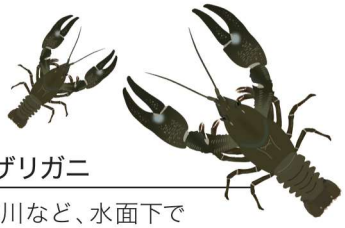

### ウチダザリガニ

湖沼、河川など、水面下で徐々に分布を拡げている。

### 外来種の野外への放逐

外来種にはペット由来の生き物が多い。飼育しきれなくなった生物を野外に放す行為は外来種を増やし、またすでに定着した外来種の分布拡散につながる。



### 積み荷への紛れ込み

外来種は積み荷に紛れ込んだり、停車中の車両に乗り込んでしまうこともある。





▲飼育・観察しやすい生物、アメリカザリガニ。外来生物法で規制される前は、ペットショップなどでも安価で販売され、一部の地域では小学校の教材としても利用されてきた。



▲ゴーヤーの苗に潜り込むヒキガエル類。土に潜る習性のあるヒキガエル類は、畑の土や植木鉢、ポットの土の中によく隠れている。畑の土を動かしたり、土砂を移動する際には土の中に生物が紛れ込んでいないか注意が必要。

## 外国産だけではない、外来種の存在

外来種というと外国から持ち込まれた生物を思い浮かべがちですが、国内の別の地域から持ち込まれた生物も外来種です。

アライグマやアメリカザリガニ、ミシシッピアカミミガメなど、海外から日本に導入された外来種を「国外外来種（外来生物）」といいます。一方、国内のある地域から別の地域へ導入された外来種を「国内外来種」といいます。例えば、カブトムシ、ニホンテン、トノサマガエルなどは本州では在来種ですが、北海道では国内外来種に該当します。

また、生物は進化の過程で地域ごとに異なる遺伝的特徴を持っているため、同じ北海道内に生息する生物であっても、本来の分布域を越えて別の地域へ移動・導入されると外来種となるため注意が必要です。




▶さまざまな外来種のタイプ。外国産の生物だけが外来種になるのではなく、国内産、道内産の生物であっても、人為的に導入されると外来種になります。

## 北海道ではまだ局所分布のアメリカザリガニ

北海道におけるアメリカザリガニの分布は、東川町、音更町、白老町などの主に温泉がある地域や温排水が流れ込む一部の河川などに限られており、全道にはまだ分布していません。

しかし、近年の研究では札幌個体群の低温適応も示唆されており、更なる分布拡大が懸念されます。

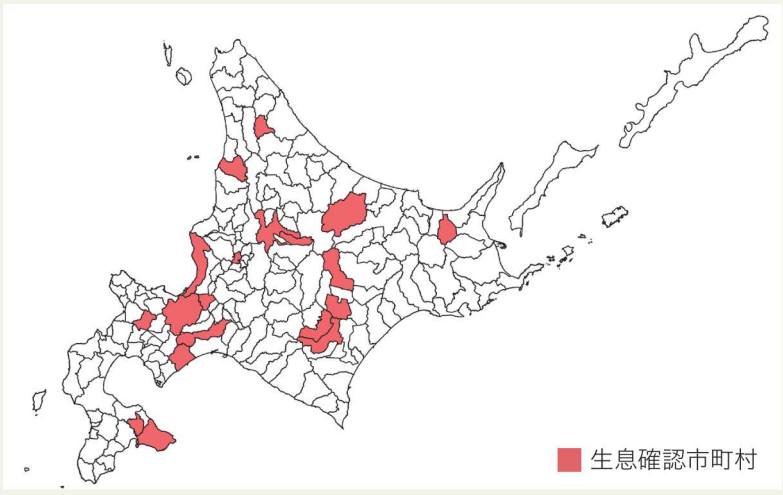


▲北海道内におけるアメリカザリガニの分布

# 03 北海道の特定外来生物

北海道にも特定外来生物が確認されており、その多くは分布拡大期やまん延期にあります。このような定着段階では、保全すべき地域や生物を明確にし、被害の低減を目標に集中的な防除を行うとともに、分布拡大の前線における早期防除や拡散防止を進めることが重要です。また、未侵入の特定外来生物については、侵入防止や侵入監視体制の整備を進めることが求められます。

## 北海道の生物多様性保全上重要な地域で留意すべき特定外来生物

北海道の生物多様性保全上重要な地域では、外来種の中でも特に影響が大きい特定外来生物の侵入や定着に注意を払い、侵入の予防や被害の軽減に向けた対策を講じることが重要です。北海道では、以下の９種類の特定外来生物に特に注意が必要です。各自治体等において、特定外来生物の防除（駆除、拡大防止、侵入防止など）の取組が推進され、各地域の生物多様性の保全が進むことが期待されます。

■ 北海道の生物多様性保全上重要な地域で留意すべき９種類の特定外来生物（【条】：条件付特定外来生物）


アライグマ


アメリカミンク


【条】ミシシッピアカミミガメ


ウシガエル


セイヨウオオマルハナバチ


【条】アメリカザリガニ


ウチダザリガニ


オオハンゴンソウ


アレチウリ

各外来種の分布状況はこちらから確認できます。

**侵入生物データベース（国立環境研究所HP）**
https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/category.html

## 外来生物法と特定外来生物

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に影響を及ぼす、または及ぼすおそれのある国外外来種（外来生物）を「特定外来生物」に指定しています。特定外来生物はあらゆる取り扱い（輸入、放出、飼養等、譲渡し等）が禁止され、違反した場合には厳しい罰則が科せられます。条件付特定外来生物はペットとしての飼育は可能です。

**外来生物法とは（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html

**特定外来生物一覧表（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html

**特定外来生物の防除（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html




## 予防すべき未侵入の特定外来生物

**特定外来生物のクビアカツヤカミキリ**は、幼虫が樹木の内部を食害する外来昆虫です。サクラなどの樹木に甚大な被害を与えるほか、ウメやモモなどの果樹にも被害をもたらします。樹木の枯死や景観の悪化を招くだけでなく、地域の生態系等にも影響を及ぼすおそれがあり、本州では大きな社会問題となっています。



**在来種ジャコウカミキリ**
クビアカツヤカミキリに似ているが、背中がメタリックな緑色で異なる。




▲特定外来生物クビアカツヤカミキリ。
赤い前胸、ツヤのある黒い背中、長い触角が特徴。

クビアカツヤカミキリは、2012年に国内で初めて確認されて以降、近畿、関東地方を中心に飛び地的に分布が拡がっています。

北海道では、クビアカツヤカミキリは未侵入（2026年11月現在）ですが、物流の流れ等に乗っていつ侵入してきてもおかしくはありません。特徴的な成体や幼虫による樹木への食害がないかに注意を向け、クビアカツヤカミキリの侵入や定着を予防しましょう。

## 侵略性を評価した外来種リスト　ー生態系被害防止外来種リストー

生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、又はそのおそれのある外来種について、生態的特性や社会的状況を踏まえ、特定外来生物を含めて選定したリストです。

各主体による適切な外来種対策を促すため、「侵入・定着予防外来種」、「総合対策外来種」、「産業管理外来種」の3つのカテゴリーに区分されています。

**生態系被害防止外来種リスト（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html



**セイヨウオオマルハナバチ**
トマトの受粉のために導入。特定外来生物でもあり、生態系被害防止外来種リストでは産業管理外来種に指定。

# 04 北海道の外来種の特徴

北海道は、亜寒帯から温帯までさまざまな気候を有しているため、地域によって定着する外来種の種類にも違いがみられます。また、北海道は温泉地が日本で一番多く、地熱や温泉排水によって暖かい環境が生じる場所があります。このような場所では、本来は北海道で生息できない外来種が定着することがあるため注意が必要です。

## 北方系と温帯系の外来種が混在する

北海道には北米などの亜寒帯に生息するアライグマやアメリカザリガニ、ミシシッピアカミミガメなどの特定外来生物を含む国外外来種や、本州以南の温帯に生息するカブトムシ、コイ、トノサマガエルなどの国内外来種がみられる特徴があります。



**オオハンゴンソウ**

北米原産の植物。明治中期に観賞用に導入。工事の土への混入などにより道端、河川沿いなどでよく見られる。



▲ミシシッピアカミミガメが泳ぐ公園の池。
都市公園の池などはペット由来の生物が捨てられやすく、外来種の早期発見のためのモニタリングポイントとして重要。

## 国内外来種が多い北海道のカエル

北海道には在来のカエルが２種しか生息していませんでしたが、現在では国外由来１種と国内由来４種の外来カエルが定着しています。

北海道には、開拓以降に整備された水田や用水路など、本州以南のカエルが生息しやすい環境が広く存在しています。そのため、本州以南から持ち込まれた国内外来種のカエルが定着しやすいと考えられています。




▲北海道に生息するカエル７種



▲トノサマガエルが定着している水田。
本州以南では圃場整備などの影響によりトノサマガエルは準絶滅危惧種となっているが、北海道には素掘りの水路など自然に近い環境が多く残されている。このような環境は、外来カエル類の定着にも適していると考えられる。



◀素掘りの水路で草陰に身を隠すトノサマガエル。

**トノサマガエル**

水田、河川敷などに定着。
本州では準絶滅危惧種。



## 温泉街に定着する外来種

温泉地周辺には暖かい環境があるため、熱帯魚として知られるグッピーなど、本来は北海道で生息できない外来種が定着していることがあります。

また、今後の気候変動によって北海道の気候が変化し、これまで定着できなかった外来種が新たに定着したり、すでに定着しているアライグマなどの外来種の分布がさらに拡大することが懸念されています。



### アメリカザリガニ

ウシガエルの餌として日本に導入された北米原産のザリガニ。生命力が強く観察しやすいため、地域によっては小学校教材として利用されてきた。条件付特定外来生物。



▲下水処理場下流部のアメリカザリガニが定着した河川でザリガニを捕る子どもたち。
アメリカザリガニが定着した地域では、希少なニホンザリガニよりも身近な存在となり、地域の自然との関わり方にも変化が生じている。

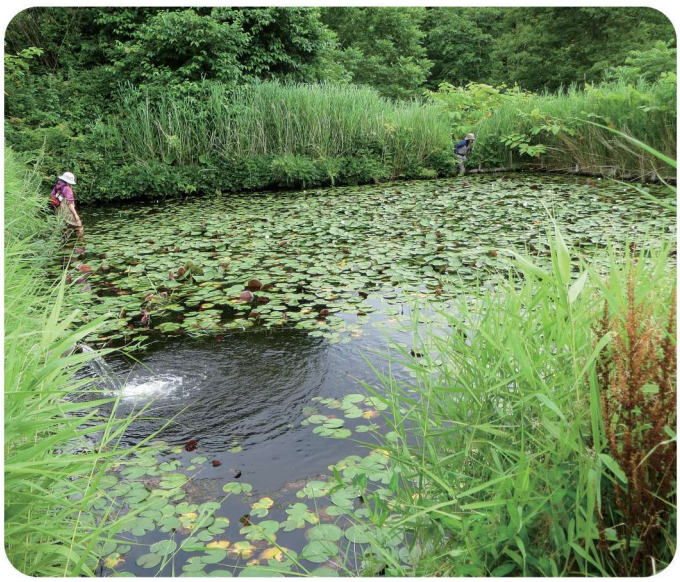

▲温泉が引き入れられてグッピーが泳ぐ池。
温泉の影響で水温が高い場所では、寒冷な北海道でもグッピーのような南方系の生物が生息できる可能性がある。このような場所は、外来種の侵入や定着を監視する上で重要なモニタリングポイントとなる。

### グッピー

南米原産の生物。十勝川温泉など温泉排水が流入する水辺などに定着している。





▲洞爺湖のウチダザリガニ。
洞爺湖湖岸付近で確認され、その後、温泉街周辺からキャンプ場等へと分布を拡大した。現在では飛び地的に新たな分布が確認されるなど、人為的な移動も懸念される。本来は、生きたままの運搬を含む飼養等が禁止されている特定外来生物である。

# 05 北海道における外来種対策 ー注目すべきポイントー

北海道にはすでに多くの外来種が侵入・定着していますが、外来種がまだ定着していない地域や自然豊かな場所も数多く残されています。そのため、外来種対策を進める際には、地域で守るべき生物や自然環境を明確にし、外来種の分布や増減、新たな侵入の有無に注意を払いながら対策を進めることが重要です。

## 外来種に関する条例 ー北海道生物の多様性の保全等に関する条例ー

北海道では、在来種の捕食や競合、植生の破壊、遺伝的攪乱などにより生物多様性に大きな影響を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種を、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき「**指定外来種**」に指定しています。

指定外来種の野外への放逐は禁止されており、飼育や運搬の際には逸出しないよう適切に管理しなければなりません。また、販売者には購入者への説明義務が課されています。もし、指定外来種を野外に放った場合は、罰則の対象となります。




**指定外来種（北海道HP）**
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/shiteigairaishu01.html

▼ 指定外来種に指定されている11種の外来種（令和８年３月現在）

| 分類 | 種名 |
|---|---|
| 哺乳類 | ・イノシシ（イノブタを含む）<br>・シマリス（亜種チョウセンシマリスに限る） |
| 爬虫類 | ・ニホントカゲ |
| 両生類 | ・チョウセンスズガエル<br>・トノサマガエル<br>・ダルマガエル（亜種トウキョウダルマガエルに限る）<br>・ニホンヒキガエル（亜種アズマヒキガエルに限る） |
| 昆虫類 | ・クロマルハナバチ<br>・オオマルハナバチ（亜種オオマルハナバチに限る） |
| 植物 | ・フランスギク<br>・イワミツバ |







▲石狩平野で目撃が多い指定外来種のトノサマガエルとアズマヒキガエル。
在来昆虫類の捕食や在来カエルとの競合に加え、アズマヒキガエルは毒を持つため、それを捕食する生物への影響も懸念される。

## 北海道の外来種リスト　ー北海道ブルーリストー

北海道では、道内に侵入・定着している外来種に関する情報を取りまとめた「北海道ブルーリスト」を作成しています。このリストには、国外又は国内由来の外来種について、導入経緯や生態学的特性、生態系等への影響などが整理されています。令和８年３月現在、国外由来706種、国内由来125種、由来不明29種の計860種が掲載されています。

**北海道ブルーリスト2010（北海道HP）**
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/bluelist/bluelist_top.html



**チョウセンシマリス**

ペットとして導入された。北海道の指定外来種に指定されているほか、北海道ブルーリストでは生態系への影響が懸念されるカテゴリーCに選定され、環境省の生態系被害防止外来種リストでは、防除推進外来種に選定されている。

## 外来種対策の留意点　ー保全対象や目標を明確に定めるー

外来種対策を進めるにあたっては、地域で何を守るために防除を行うのかを明確にし、保全対象や目標を定めた上で計画的に取り組むことが重要です。

特に、外来種と生息環境が類似する在来種や、捕食や競合の影響を受ける在来種は重要な保全対象となります。例えば、タンチョウはアライグマ対策、水草や在来魚類はウチダザリガニ対策、在来マルハナバチはセイヨウオオマルハナバチ対策を進める上での保全対象種です。

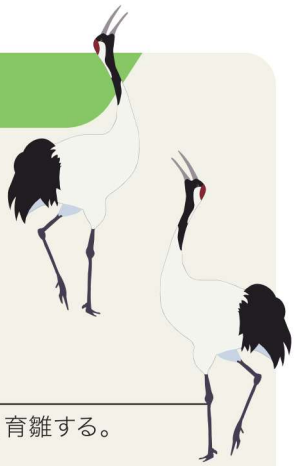

**タンチョウ**

主に湿地帯に営巣し、育雛する。







▲外来種対策において保全対象になる生物の例（タンチョウ、水草と在来魚類、在来マルハナバチ）。

アライグマは移動経路や採餌場所として水辺を利用する習性があり、湿地で営巣や育雛を行うタンチョウへの捕食などによる影響が懸念されています。また、湿地は両生類や鳥類など多くの生物の生息場所となっています。

このため、アライグマの防除にあたっては、農業被害対策とも連動して、地域の生物多様性を守る観点から対策を進めることが重要です。




▲防風林の中にある浅い湿地で餌を探すアライグマ。アライグマは移動経路や採餌場所として水辺を好む習性がある。

セイヨウオオマルハナバチは、植物の盗蜜や在来マルハナバチとの競合・駆逐などの影響をもたらします。高山帯には独自の植生が形成され、希少な植物が生育しています。

近年では、大雪山国立公園の高山帯においてセイヨウオオマルハナバチの侵入が偶発的に確認されています。高山帯での定着は確認されていないものの、高山植物や在来マルハナバチへの影響が懸念されており、在来種の保全に向けた外来種対策が求められています。

北海道では、道庁によるセイヨウオオマルハナバチバスターズや大雪山国立公園内のマルハナバチモニタリングシステム（大雪山まるはなログ）などの取組が実施されています。



▲高山帯で確認されたセイヨウオオマルハナバチ。

**セイヨウオオマルハナバチバスターズ**
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/seiyo/basutazu.html

**大雪山まるはなログ**
https://survey123.arcgis.com/share/e7d9c9ece5e54cae8b7cc9e6f4e4ca14

# 06 外来種対策は誰が担うのか

外来種対策は一人一人がその当事者であるという認識を持つことが求められます。行政だけでなく、事業者、研究機関、地域住民、NPO等の多様な主体が連携して進めることが重要です。外来種被害防止行動計画では、国、地方公共団体、国民、企業、研究機関、教育機関など、それぞれの主体に求められる役割と行動が示されています。

## 外来種対策を担う主体と求められる取組

### 国・地方公共団体・国民・民間企業等

国は法制度整備や水際対策を、地方公共団体は地域での調査・防除を担います。また、国民や企業等は、外来種を適切に管理し、「入れない・捨てない・拡げない」を実践することで、外来種対策の担い手となります。

### 研究機関・教育機関・生物展示施設・メディア等

研究機関は科学的知見の集積や防除技術の開発を行い、教育機関や生物展示施設、メディア等は、外来種問題に関する教育や情報発信を通じて、外来種対策を支えることが期待されます。




**外来種被害防止行動計画（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/actionplan2.html

## ネイチャーポジティブ実現に向けた外来種対策

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けては、生態系に負の影響を与える外来種への対策が重要です。近年では、生物多様性増進活動促進法（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）に基づく活動認定制度や、企業・大学等が管理する土地を対象とした自然共生サイト認定制度などを活用し、生物多様性の保全とあわせて外来種対策に取り組む事例が増えています。

北海道内においても、多様な主体による取組が進められています。



**サイト名：トヨタ自動車 士別試験場**

トヨタ自動車株式会社では「士別多様な生きもの共生プロジェクト実施計画」を策定し、士別試験場にて重要種の保全、外来種の駆除、地域連携イベントの3つの取組を実施しています。

外来種対策として、敷地内の複数個所にてアライグマの捕獲防除を行い、国道沿いのエリアではオオハンゴンソウの刈り倒し、その他のエリアではドローンによるモニタリング調査などを実施しています。



**サイト名：北海道大学札幌キャンパス**

国立大学法人北海道大学では「北海道大学札幌キャンパス生物多様性増進活動実施計画」を策定し、緑地の持続可能な管理・保全及び利活用に関する生態環境保全管理方針の運用や、構内緑地の管理、希少種対策、外来種対策を行っています。

外来種対策としては、オオハンゴンソウを中心とした外来植物の防除、アライグマの生息域の拡大や侵入・定着を阻止するための防除を実施しています。

**自然共生サイト（環境省HP）**
https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/

**生物多様性見える化マップ（環境省HP）**
https://www.biodiversitymap.env.go.jp/

# 07 外来種対策に効果的な新しい防除技術

限られた予算の中で効果的に外来種を防除するためには、防除対象種の生態や生活史に応じた対策を行う必要があります。そのため、新たな防除技術の開発が進められており、外来ザリガニ類を捕獲する水平型連続捕獲装置や、アライグマの巣箱型罠などが注目されています。



## 水平型連続捕獲装置 ●防除対象種：アメリカザリガニ、ウチダザリガニ

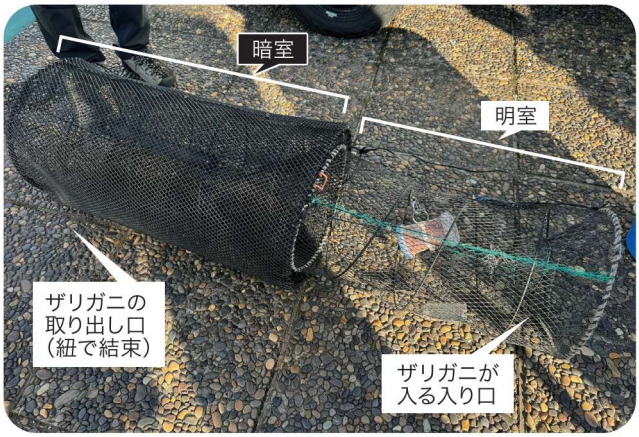


▲洞爺湖での特定外来生物ウチダザリガニ防除に使用されている水平型連続捕獲装置。
洞爺湖では、沖に定着したウチダザリガニの捕獲のために「水平型連続捕獲装置」を使用しています。設置後は1週間ごとに餌の交換と個体の回収を行っています。



従来のアナゴカゴでは、防除対象種が罠の外へ逃げてしまうおそれがあり、毎日の見回りが必要でした。

水平型連続捕獲装置は、大型のアナゴカゴ（暗室）と小型のアナゴカゴ（明室）を連結した捕獲装置です。明室に設置した誘引餌で個体を誘引し、餌を食べた後に身を隠そうとして暗室へ移動する習性を利用しています。暗室には魚返しが設けられているため、一度入った個体は戻ることができず、効率的に捕獲することができます。

お問い合わせ
**NPO法人シナイモツゴ郷の会**
https://www.shinaimotsugo.com/

## アライグマの巣箱型罠 ●防除対象種：アライグマ






▲罠の作動時



▲アライグマの巣箱型罠（商品名：らく〜んキャッチャー）
道内では長沼町、七飯町などでアライグマの巣箱型罠を使用したアライグマの防除が進められています。

従来の箱罠は誘引餌を必要とし、餌の補充や毎日の見回りが必要でした。しかし、長期的な防除では見回りにかかる人件費が大きな負担となります。

巣箱型罠は、アライグマが樹洞を利用する習性を活用した捕獲装置です。樹洞に見立てた入口から内部に入ると踏板が作動して入口が閉じられます。誘引餌を必要とせず、通信システムを組み合わせることで見回り回数を大幅に削減できます。また、特殊な構造により混獲が少なく、生息密度が低い地域でも効率的な捕獲が可能です。

お問い合わせ
**株式会社 外来種防除円卓会議**
https://gairaisyu.jp/

# 08 戦略的な外来種防除を行うため

地域の生物や生物多様性を外来種の被害から守るためには、まず外来種の侵入を予防し、侵入の兆候を早期に発見すを把握し防除目標を定め、計画的に対策を進めます。特定外来生物の防除には、環境省の交付金をはじめ各種補助金など

## 早期発見のポイント

### 「侵入のサイン」を見逃さない

●外来種の早期発見と早期対策のためには、「侵入のサイン」（足あと、爪あと、鳴き声などの痕跡）を見逃さないことが重要です。



▲アライグマの足あと。
川や池の縁、水路の中などの水辺を探すと見つけやすい。



▲アライグマの爪あと。
木登りが得意なアライグマは、寺社仏閣の柱や古い倉庫、廃屋などに爪あとを残す。
牛舎や家屋の屋根裏を利用することもあるため、爪あとはアライグマの侵入を早期に発見するための重要な手がかりとなる。

**ミシシッピアカミミガメ**

昼間に水辺で甲羅干しをするので見つけやすい。自力での分布拡散よりも、人為的な野外放逐による拡散に注意が必要。

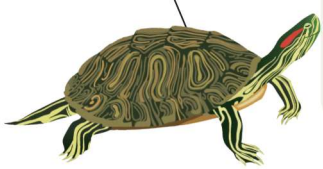

## 防除の準備を整える

### 現状を整理し、把握する

●外来種対策を進めるためには、まず侵入状況や分布、被害の有無などの現状を把握することが重要です。

●農作物被害や交通事故の発生状況、目撃情報、足あとなどの痕跡は、現状把握に役立つ重要な情報です。

●近隣市町村の情報にも注意を向けましょう。

### 計画を立てる

●防除を行うためには、目的や目標、手法を明確にした計画を立てることが重要です。計画に基づき、予算や人員、資材などの準備を進めます。

●外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定することで、防除を円滑に実施することができます。

★「生物多様性地域戦略」を策定することで、外来種対策だけでなく、希少種保全や鳥獣対策も含めた総合的な取組を進めることができます。

### 防除実施計画に基づく防除

特定外来生物の保管や運搬は原則禁止されています。しかし、防除実施計画を策定して所管省庁に申請し、「防除の確認・認定」を得ることで、防除した個体の保管・運搬を個別の許可を受けずに行うことができます。

| 区分 | 外来生物法に基づく防除による捕獲 | 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲 |
|---|---|---|
| 捕獲期間・捕獲数 | 複数年の計画期間にわたって捕獲が可能で、捕獲数の上限なし | 捕獲許可の期間は最長でも1年、捕獲数は事前に定める |
| 狩猟免許の非所持者による捕獲 | 外来生物法に基づく防除に関する講習を受講した者は、狩猟免許の非所持者でも捕獲（罠の設置、捕獲、運搬等）が可能 | 原則として狩猟免許の非所持者は捕獲ができない（ただし、土地所有者が自ら捕獲する場合には捕獲許可の申請が可能） |
| 捕獲個体の取り扱い | 捕獲個体の一時的な保管や生きたままの移動が可能 | 外来生物法と同様に捕獲個体の一時的な保管や生きたままの移動が可能 |

▲外来生物法に基づく防除による捕獲と鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲の違い

**防除に関する基本的な事項（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/bojooutline.html

# に ー対策の準備と実行ー

ることが重要です。侵入が確認された場合には、防除を進めながら現状を活用することができます。



アライグマの足跡
特徴的な形。農道や水路の底の泥などでよく見られる。

ウシガエル
カエルは種類によって鳴き声が異なるので、モニタリングしやすい。

## 対策を始める

### 生活史にあわせた防除を行う

- 効果的な防除には、対象となる外来種の生活史に応じた時期に対策を行うことが重要です。例えば、繁殖前に個体を捕獲する、個体が集まる時期や場所で集中的に捕獲する、植物の場合は種子が散布される前に除去するなどの工夫が有効です。
- まずは、各種防除マニュアルを活用しましょう。

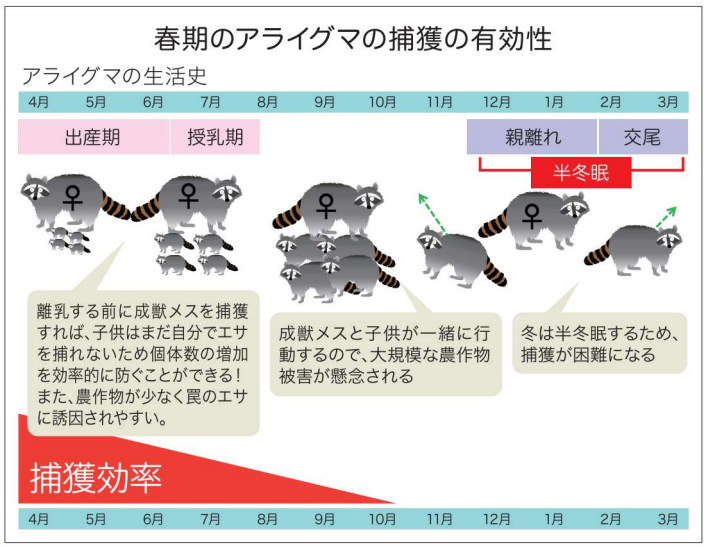


▲ アライグマの生活史にあわせた捕獲を推奨する「春期のアライグマ捕獲の有効性」（アライグマ研究グループ）（公表資料を改変）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/araiguma/spring.html

**防除マニュアル（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html

**北海道アライグマ捕獲プログラム**
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/araiguma/araiguma_top.html#chapter-2

### 北海道の外来生物防除事例集

環境省では、外来種対策を検討する資料として、「北海道の外来生物防除事例集」を公開しています。特定外来生物のほか、北海道の指定外来種の防除事例もまとめています。

**北海道の外来生物防除事例集（環境省HP）**
https://gairai-jirei-moej-unite.hub.arcgis.com/

### フェーズにあわせた防除を行う

- 外来種対策のあり方は、対象となる外来種個体群の状態や対策の進行具合によって異なります。
- 効果的な防除のためには、外来種の「根絶３原則」に基づいて取り組むことが重要です。外来種の状況（フェーズ）に応じて、適切な手法を選択しながら順応的に対策を進めましょう。

**外来種の根絶３原則**

❶ 全ての個体が捕獲圧にさらされていること
❷ 全てのフェーズにおいて、増加率を上回る捕獲圧がかけられていること
❸ 個体の移入がないこと

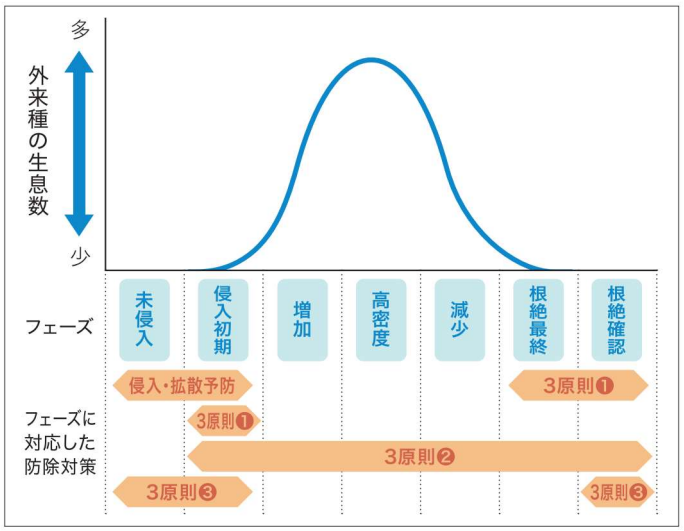


▲ 外来種対策に求められるフェーズ対応型管理のモデル（野生動物の保全と管理の辞典（朝倉書店）、132p、図10.2より改変）

### 交付金、支援事業を活用する

- 外来生物の防除や地域における生物多様性の保全・再生等に活用できる交付金として、特定外来生物防除等対策事業や生物多様性保全推進支援事業などの交付金があります。
- 詳細は、環境省のホームページをご覧ください。外来生物防除事例集にも主な交付金制度を掲載しています。

**防除に関する交付金、特別交付税措置（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/zaiseishien.html

**生物多様性保全推進支援事業（交付金）（環境省HP）**
https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html









環境省
Ministry of the Environment

# 「北海道の外来種と防除」

令和８年11月発行
環境省北海道環境局野生生物課
イラスト：更科美帆
本パンフレットに掲載している写真・イラストの無断転載・無断使用はご遠慮ください。




▲北海道環境局HP

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。